

福岡県国際交流センター寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本センターは、財団法人福岡県国際交流センターと称する。

(事 務 所)

第 2 条 本センターは、事務所を福岡市に置く。

(目 的)

第 3 条 本センターは、福岡県のもつ地理的、歴史的特性を生かし、県下の交流団体等と協力して県民主体の国際交流を推進することにより、国際交流における福岡県の拠点性を高めていくとともに、アジア諸国をはじめとして世界各国との交流を深め、もって相互の繁栄と世界の平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する情報研究事業
- (2) 国際交流に関する広報・啓発事業
- (3) 国際交流促進事業
- (4) 移住に関する事業
- (5) その他、本センターの目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 本センターの資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 補助品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 会費
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 本センターの資産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 7 条 本センターの資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、本センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、福岡県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 本センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 10 条 本センターの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て、福岡県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 12 条 本センターの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、その会計年度終了後 3 ヶ月以内に福岡県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、福岡県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、本センターが新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、福岡県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 本センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 役 員

(種類及び定数)

第16条 本センターに次の役員を置く。

(1) 理 事 15人以上20人以内

(2) 監 事 2人

2 理事のうち1人を理事長、4人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により理事長、副理事長及び専務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

(職務)

第18条 理事長は、本センターを代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、本センターの日常の業務を処理する。

- 4 理事長と本センターの利益が相反する事項については、専務理事が本センターを代表する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより本センターの業務を議決し、執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は福岡県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の召集を請求し、又は召集すること。

(任 期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬 等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧 問)

第22条 本センターに顧問若干人を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本センターの運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第 2 3 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 2 4 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本センターの業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第 2 5 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第 1 8 条第 5 項第 4 号の規定により、監事からの召集の請求があったとき。

(召 集)

第 2 6 条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 2 7 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 2 8 条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 2 9 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 3 0 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
- 3 緊急を要する事項については、理事長は、各理事に書面による賛否を求め、理事会の議決にかえることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。
- 4 前項の規定により決定したときは、次の理事会で報告しなければならない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 本センターに評議員30人以上35人以下を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委託する。
- 3 第19条から第21条までの規定は評議員に準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員は、理事長が召集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ必要な事項について審議し、助言する。
- 5 第28条から第30条第2項まで及び第31条の規定は評議員に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第 3 4 条 このセンターの趣旨に賛同する個人又は団体をこのセンターの賛助会員とすることができる。

2 賛助会員についての必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 7 章 寄 附 行 為 の 変 更 及 び 解 散

(寄附行為の変更)

第 3 5 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、福岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 3 6 条 本センターは、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、福岡県知事の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 3 7 条 本センターが解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ福岡県知事の許可を得て、地方公共団体又は本センターと類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 8 章 事 務 局

(設 置 等)

第 3 8 条 本センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 3 9 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する事項
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第 9 章 補 則

(委 任)

第 4 0 条 この寄附行為に定めるもののほか、本センターの運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本センターの設立許可があった日から施行する。
- 2 本センターの設立当初の役員及び評議員は、第 1 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 2 条第 2 項の規定にかかわらず設立者の定めるところとし、その任期は第 1 9 条第 1 項及び第 3 2 条第 3 項の規定にかかわらず平成 3 年 5 月 3 1 日までとする。
- 3 本センターの設立初年度の事業計画及び予算は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 本センターの設立初年度の会計年度は、第 1 5 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 2 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成 1 4 年 7 月 3 0 日から施行する。